

# お知らせ

## 診療情報提供書の保管について

令和1年11月より、ご診察に際し紹介先機関等から  
ご送付頂きました診療情報提供書につきましては、  
当該患者様が受診されずに作成日から3ヶ月を経過  
した場合、提供内容に相違が生じている事もある為、  
破棄させて頂きますのでご了承願います。

改めて、受診をご希望の際は再度、診療情報提供書を  
ご提出頂く事となりますのでご理解のほどお願い  
いたします。

令和1年11月11日 病院長